

青森県地域の子ども支援ネットワーク会議 関係機関・団体の取組内容

子どもの居場所づくりに取り組む団体

憩いの広場 ここまる	
支援対象者	子どもから高齢の方まで、年齢問わず、障害を抱えていても参加できます。
支援を行っている地域	西北地域
支援の概要	<p>①子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と家庭以外に安心して過ごせる場所として機能し、学校の先生、親以外に信頼できる大人がいる身近な相談相手となる。 ・高校生ボランティアと協力し宿題や勉強のサポートを行う。 <p>②高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各世代と交流を持つことで今までの経験や能力を生かすことができ、生きがいを持てるような場所として機能する。 ・社会的孤立、閉じこもり防止 <p>③保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分一人で子育てを頑張らなくても大丈夫と思える場所として機能する。 <p>①、②については食事の支援も行い、孤食防止と食育の支援も行っている。</p>
支援を行う上で連携している主な関係機関	五所川原市役所 五所川原市社会福祉協議会 フードバンク だいち 西北教育事務所

NPO法人 あおばの会	
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生 ・保護者 ・子ども食堂は全年齢対象
支援を行っている地域	三八地域、上北地域
支援の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の実施(年8回) ・フードバンク ・八戸あおば高等学院の運営(県教育委員会指定技能教育施設)
支援を行う上で連携している主な関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸学院大学(佐藤千恵子准教授) ・星槎国際高等学校

NPO法人 マザーフィールド	
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生～高校生 ・保護者(ひとり親)
支援を行っている地域	中南地域
支援の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援(学習支援) ・孤食解消事業(こども食堂) ・就労支援(ひとり親家庭の就労について、スキルアップを目的としたPC講習、ビジネスマナー講習、セミナー等の開催)
支援を行う上で連携している主な関係機関	弘前市子育て支援課、弘前就労自立支援室、弘前市母子寡婦福祉会(株)・M・S、弘前大学、弘前市食生活改善推進員

NPO法人 ふるさとの会 フードバンクだいち	
支援対象者	特にありません。
支援を行っている地域	東北一円
支援の概要	農作物の提供が主です。
支援を行う上で連携している主な関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県社会福祉協議会及び地域の社会福祉協議会 ・ソーシャルワーカー ・子ども食堂等 ・青森県庁食の安全・安心推進課

相談・支援機関

三八教育事務所	
支援対象者	・小、中学生 ・保護者 ・教職員
支援を行っている地域	三八地域 ※主に三戸郡(八戸市は独自にSSWを運用)
支援の概要	スクールソーシャルワーカーの派遣、活用(事務所に3名配置) 1. 三戸郡小・中学校計画訪問帯同(教頭との面接) 2. SSW希望訪問(学校より希望) 3. 要請訪問対応 ※各種事案への対応及び連携ケース会議 4. 要保護児童対策地域協議会との連携 5. 教職員の研修に係る講演(講師) 6. 他SSWとの連携・情報交換(八戸市、階上町、県立学校)
支援を行う上で連携している主な関係機関	学校、教育委員会 要保護児童対策協議会 警察署 児童相談所 保健師、健康福祉課、スクールカウンセラー(SC) 八戸市SSW連絡協議会、各SSW

※貧困問題に限らず各事案に関するSSWの業務等について記載しています。

中央児童相談所	
援助対象者	0歳から18歳の児童とその世帯 児童相談所では、児童の問題について、家庭その他からの相談に応じ、すべての児童が心身ともに健やかに育つように援助しています。
援助を行っている地域	東青地域
援助の概要	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">相談の受理</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">援助の決定</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">援助の実施</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> ことばの遅れ 心身の発達の遅れ 子供を育てられない 子供への虐待 盗み、家出、喫煙 友達と遊べない 落ち着きがない </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%; text-align: center;"> 面接や社会調査 心理判定 医学診断 一時保護 ↓ 援助方針会議 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> 施設入所 里親委託 他の機関を紹介 通所指導 その他 </div> </div>
援助を行う上で連携している主な関係機関	市町村(子ども家庭相談、母子保健)、福祉事務所、主任児童委員、保育所、学校、教育委員会、里親や児童福祉施設、家庭裁判所、弁護士、警察、医療機関 など

三沢市家庭福祉課	
支援対象者	0～18歳の児童 保護者 特定妊婦
支援を行っている地域	三沢市に住所を有する者を対象
支援の概要	<p>要保護児童対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三沢市家庭福祉課が要対協の調整機関になっており、市民や関係機関からの虐待(疑いを含む)の通告、相談窓口となっている。 ・児童虐待に関する相談以外にも子育てに関する相談も受け、支援のネットワークにつなげている。 ・市民や関係機関への児童虐待についての通告義務等の啓発。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①代表者会議 年1回実施 ②実務者会議 月1回実施 ※要支援・要保護児童の管理ケースについての集約、進行管理、支援の方向性について協議している ③個別ケース検討会(随時) ※困難ケースについて各支援機関での課題・情報の共有・役割分担等の検討 </div>
支援を行う上で連携している主な関係機関	七戸児童相談所、医療機関(小児科・精神科・産科)、乳児院 三沢市(教育委員会、健康推進課、生活福祉課) 三沢警察署、市内の小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園等

鱒ヶ沢町福祉衛生課母子支援センター	
支援対象者	・乳幼児 ・妊婦、乳幼児の保護者
支援を行っている地域	鱒ヶ沢町に住所を有する者、鱒ヶ沢町に里帰りしている妊産婦
支援の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相談があれば、内容や必要な支援に応じて、関係部署、機関へ紹介する。 ・複数の部署で支援が必要なケースは定期的に検討会議を行い、支援する体制を整えるようにしている。
支援を行う上で連携している主な関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉衛生課 福祉班、子ども家庭班 ・健康ほけん課 健康推進班 ・教育課

児童養護施設弘前愛成園	
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・2～18歳他 ・保護者 ・退所児童
支援を行っている地域	県内全域
支援の概要	様々な事情で家庭で生活することが困難となった子供たちへの生活支援、自立支援、家族支援、施設を退所した者に対するアフターケア
支援を行う上で連携している主な関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・各学校 ・医療機関

和幸保育園	
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・生後43日から小学校低学年 ・地域で子育て中の親子
支援を行っている地域	県内全域
支援の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所としての支援 ・地域子育て支援センターとしての支援 ・社会福祉法人としての我がこと丸ごとの支援
支援を行う上で連携している主な関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県保育連合会 ・青森県社会福祉法人経営者協議会

ハローワーク青森	
支援対象者	保護者
支援を行っている地域	東青地域
支援の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・職業相談・職業紹介等 ・求人情報の提供 ・応募書類の作成指導 ・面接対策 ・職業訓練 ・求人開拓
支援を行う上で連携している主な関係機関	青森市福祉事務所、東地方福祉事務所、青森市社会福祉協議会、青森県社会福祉協議会

青森県母子寡婦福祉連合会	
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の子で20歳未満まで ・ひとり親家庭の親
支援を行っている地域	県内全域
支援の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親及び子の就業にかかる支援 ・ひとり親家庭の日常の生活課題にかかる相談 ・ひとり親家庭の法律相談(弁護士による無料相談) ・ひとり親家庭の子どもの養育・教育にかかる相談
支援を行う上で連携している主な関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県福祉事務所の他、県の関係機関 ・各市福祉事務所・町村 ・県及び市町村社会福祉協議会 ・青森商工会議所 ・青森県中小企業家同友会 ・法テラス

青森県社会福祉協議会	
支援対象者	・子ども ・保護者
支援を行っている地域	県内全域(一部支援を除く)
支援の概要	1. 経済支援 (1)生活福祉資金貸付(県内全域) (2)「青森しあわせネットワーク」の経済援助(県内全域) 2. 相談支援 (1)生活困窮者自立相談支援(東郡・中南部・西北郡・おいらせ町を除く上北郡・下北郡) 3. 就労支援 (1)福祉人材無料職業紹介事業(県内全域) (2)求職者等を対象にした職場体験や講習会の実施(県内全域) (3)介護福祉士等・保育士修学資金貸付(県内全域) (4)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付(県内全域) (5)就労準備支援事業(東郡・中南部・西北郡・おいらせ町を除く上北郡・下北郡)
支援を行う上で連携している主な関係機関	市町村社会福祉協議会、福祉事務所、市町村行政、民生・児童委員 社会福祉法人、社会福祉施設、青森労働局、ハローワーク、 福祉人材(介護福祉士・保育士)養成施設、高等学校等

東地方福祉事務所	
支援対象者	・父または母と生計を同じくしていない児童 ・家庭にあつて監護、養育されている障害児 ・ひとり親世帯 ・生活保護世帯 等
支援を行っている地域	県内全域及び東青地域
支援の概要	1. 手当の認定等 県内全町村の特別障害者手当、障害児福祉手当、児童養護手当、さらに全市町村の特別児童扶養手当の認定等を行っています。
	2. 生活保護 東津軽郡の要保護世帯に関する相談や、生活保護申請に対する調査、保護の要否決定や保護費の支給決定等を行っています。 (地区担当ケースワーカー 5人)
	3. ひとり親世帯 東津軽郡の母子、父子・寡婦世帯の自立助長を図るために、相談や資金貸付等を行っています
	4. その他 県内全域の社会福祉法人や社会福祉施設、介護保険事業者等に対して、運営が適正に行われるように助言指導を行っています。
支援を行う上で連携している主な関係機関	・各市町村 ・県社会福祉協議会、町村社会福祉協議会 ・医療機関、民生児童委員、ハローワーク、児童相談所

学識経験者

弘前大学 大学院	
支援対象者	支援関係者のネットワークづくり
支援を行っている地域	県内全域
支援の概要	「弘前大学「子どもの貧困」をめぐる地域・学校・自治体の連携・協働推進プロジェクト」として、地域支援者、学校教員、教育行政、SSW、福祉関係者、福祉行政などをつなぎ、ともに考えるためのシンポジウム、共同学習会、連続講座を開催している
支援を行う上で連携している主な関係機関	・県内各関係機関 ・市民